

船舶事故調査報告書

平成31年4月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年11月17日 18時00分ごろ
発生場所	大分県臼杵市佐志生漁港南東方沖 下ノ江港灯台から真方位059° 1,500m付近 （概位 北緯33° 10.0′ 東経131° 50.5′）
事故の概要	漁船潮風は、南南東進中、岩場に乗り揚げた。 潮風は、船底部の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成30年12月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 潮風、1.8トン OT3-60344（漁船登録番号）、個人所有 7.69m (Lr) × 2.03m × 0.71m、FRP ディーゼル機関、125kW、平成9年5月2日 第294-20258号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年9月22日 免許証交付日 平成26年5月19日 （平成31年9月23日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底部に破口、プロペラ翼、プロペラシャフト及び舵板に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 日没時刻：17時10分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、いか釣りを目的で、平成30年11月17日17時55分ごろ臼杵市三ツ子島南方沖の釣り場に向け、佐志生漁港を出発した。 本船は、船長が操舵室で舵輪の手前に立って操船に当たり、臼杵市黒島と三ツ子島の間に4か所に分けて南北に設置された消波ブロックの列の内側を約10ノットの対地速力で南東進した。

	<p>船長は、北側から3つ目の消波ブロックの列と4つ目の消波ブロックの列との間（以下「本件出入口」という。）を減速して通過し、その頃、生き餌が入った網を左舷船尾のたつから海中に吊り下げていることに気付いた。</p> <p>船長は、網を引き揚げて生き餌を後部甲板の左舷側にある魚倉に移す作業を行うこととしたが、前路に他船がいなかったため、減速して直進しながら同作業を行おうと思い、右転して臼杵市街地の明かりと島影を見ながら三ツ子島の東岸に沿って南下する南南東の針路とした後、舵を中央に操作するとともに主機のスロットルレバーを下げて減速し、後部甲板に移動した。</p> <p>本船は、船長が、後部甲板で左舷方を向いて中腰の姿勢で生き餌の移動作業を行っていたところ、僅かに右転しながら航行を続け、18時00分ごろ、三ツ子島のうち、北側の2つの島の間に拡張する岩場に船首を南方に向けて乗り揚げた。</p> <p>船長は、主機を中立運転とし、周囲を確認して三ツ子島に近い岩場に本船が乗り揚げたことを認め、親族に携帯電話で本事故の発生を連絡し、救助を依頼した。</p> <p>船長は、来援した親族の船で係留地に戻った。</p> <p>本船は、19日船長が依頼して来援した船にえい航され、係留地に戻った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 事故発生状況(船尾方から撮影)、写真2 事故発生状況(左舷方から撮影) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約0.8mであった。</p> <p>船長は、本件出入口を通過して右転を終え、後部甲板に移動した際、舵を中央に操作して主機のスロットルレバーを下げたものの、クラッチレバーを前進に入れたままにしており、僅かに右舵が残っていて、右転しながら駆け足程度の速力で乗り揚げたのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、佐志生漁港南東方沖を南南東進中、船長が、生き餌の移動作業を行う際、僅かに右転しながら、また、減速したものの微速前進状態で航行を続けたことから、三ツ子島のうち、北側の2つの島の間に拡張する岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、佐志生漁港南東方沖を南南東進中、船長が、生き餌の移動作業を行う際、僅かに右転しながら、また、減速したものの微速前進状態で航行を続けたため、三ツ子島のうち、北側の2つの島の間に拡張する岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>

再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 生き餌の移動作業など、船舶の運航とは別の作業を行う場合は、必ず行きあしを止めること。
--------------	---

付図1 事故発生経過概略図

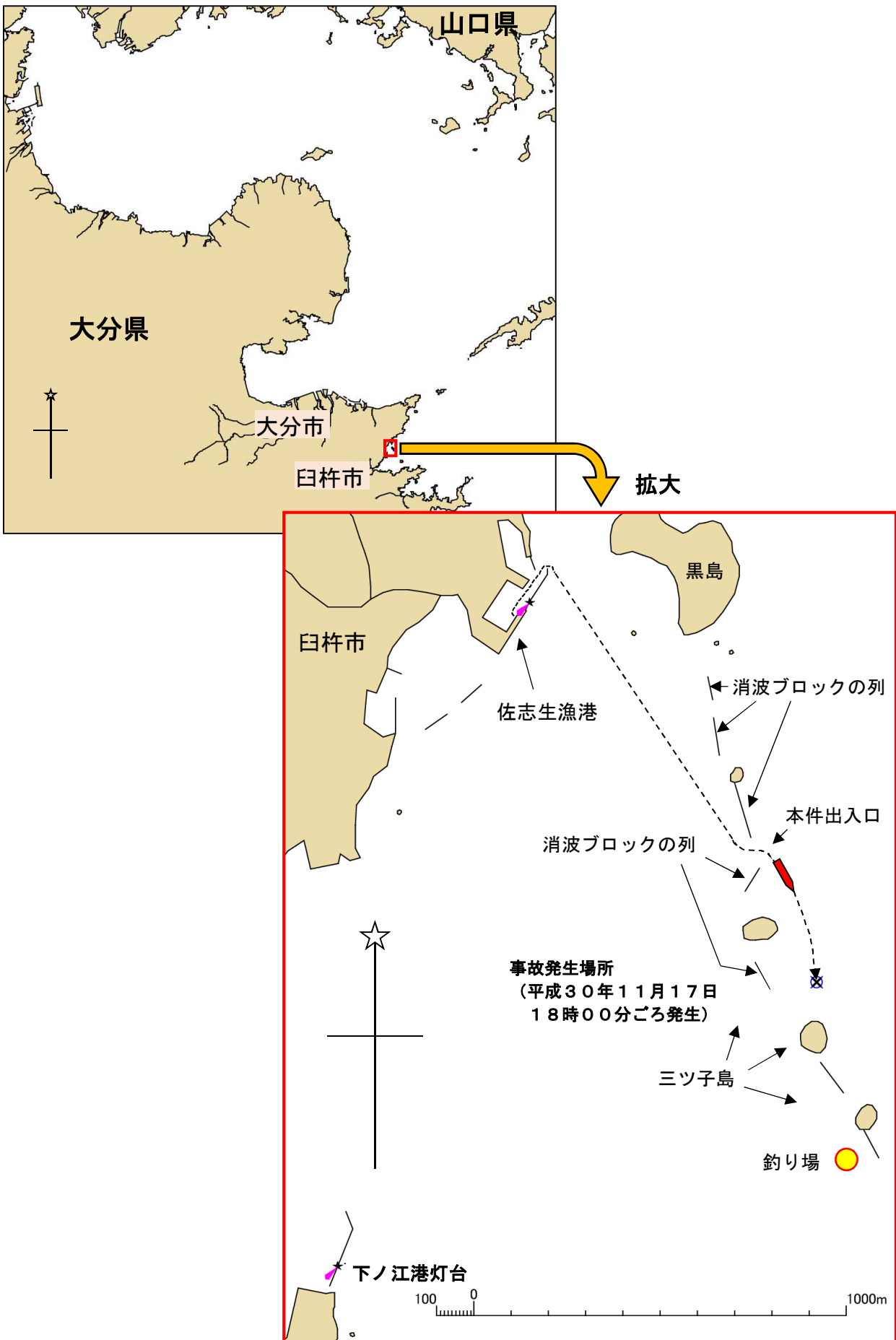


写真1 事故発生状況（船尾方から撮影）



写真2 事故発生状況（左舷方から撮影）



網を吊っていたたう